

排ガス浄化装置の承認及び検査に関するガイドラインに関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
登録規則細則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

排ガス浄化装置の承認及び検査に関するガイドラインに関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料中に含まれる硫黄について、質量濃度の上限値が規定されている。当該上限値を超える燃料を使用する場合にあっては、当該規則に適合する燃料の使用と同等以上の実効性を有すると船籍国主管庁が認める措置を講じる必要がある。本会規則においては、IMO により定められた同等物に係わるガイドラインの規定に適合するものであって、主管庁により承認されたものについては、当該措置として受け入れる旨規定している。

一方、IMO においては、上記の措置として排ガス浄化装置が使用されることを想定し、当該装置の仕様等を定めるガイドラインを 2015 年 5 月に決議 MEPC.259(68) として採択している。

2018 年 1 月に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に対応する国土交通省の検査の方法等の改正が行われ、排ガス浄化装置の承認及び定期的検査等の要件が決議 MEPC.259(68)等を参考に規定されたことから、当該検査の方法等に基づき船舶に設置する排ガス浄化装置の承認及び定期的検査等の要件を規定した。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 排ガス浄化装置を設置する船舶の登録検査に関する規定を次のとおり改めた。
 - (a) 排ガス浄化装置に関する取扱手引書等を、本会の承認を受けた後に船上に備えなければならない旨規定した。
 - (b) 排ガス浄化装置について、効力試験等を行う旨規定した。
 - (c) 登録検査等申込書に排ガス浄化装置の検査に関する項目を加えた。
- (2) 排ガス浄化装置を設置する船舶の定期的検査として、当該装置の現状検査及び効力試験を行う旨規定した。
- (3) 就航後に排ガス浄化装置を新たに備える船舶にあっては、臨時検査において前(1)と同様の検査を行う旨規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 2.1.2, 2.1.3, 3.1.2, 3.2.2, 3.3.2
登録規則細則 付録 1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.3.2, 2.1.2, 2.1.3, 3.1.2,
4.1.2, 8 編 1.2.2, 2.2, 附属書 2-2.1